

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパードラッグコスモス井原店
所在地 井原市下出部町二丁目一九番一ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 三菱HCキャピタル株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博
 - 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 白井 正
(変更後) 名称 三菱HCキャピタル株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博
 - 4 変更年月日
令和三年四月一日
- 二 届出年月日
令和三年七月二十九日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間

2 令和三年八月六日から同年十二月六日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課